

## 「京都市すまいの事業者選定支援制度」 令和7年度 登録事業者の募集案内

### 1 本制度の趣旨

京都市は、「暮らすまち」「学ぶまち」「子どもをはぐくむまち」を理念に、若い世代に選ばれる未来の「千年都市」の実現を目指しています。特に、若者や子育て世帯の定住・移住促進のためには、ニーズに合った住宅供給が不可欠です。そのため、既存住宅の更なる利活用や流通促進、そして住宅ストックの質向上を促進する必要があります。

本制度は、京都市への定住・移住を希望する方や、耐震化や省エネ化といった住宅改修を検討されている方が、既存住宅の購入やリフォームを安心して進められるよう、すまい探しやリフォームなどに詳しく、安心して相談できる市登録の事業者（通称「安（あん）すまパートナー」）の情報提供等を行い、事業者の選定を支援しています。

### 2 本制度で取り組んでいること

#### (1) 「安すまパートナー選定支援システム」による情報発信

- 本システムは、利用者がインターネットを通じて「安すまパートナー」の情報を簡単に検索・絞り込みできるように設計されています。各事業者の特色、実績事例、PRポイントなどを掲載することで、最適なパートナー選びを支援しています。
- 本システムでは、利用者の方々が気軽に相談できる問い合わせフォームも設置しています。事務局が相談内容に基づき、最適な事業者や物件選び等をサポートしています。



「京都市に住むっ」を応援!

### 安すまパートナー選定支援システム

安すまパートナー

検索



<https://sentei.miyakoanshinsumai.com>



京都市  
「安すまパートナー」  
を探しましょう



#### 中古住宅に関する情報を確認

- ◎中古住宅に関する情報をお届けします。
- ◎パートナー選びのポイントなどを掲載していますので、是非ご確認ください。

#### 事業者を検索

様々な方法で検索できます。

- ◎中古住宅に対する要望や得意分野などの項目で絞り込みができます。
- ◎リフォームや買取再販（不動産事業者が物件を買取り、改修した上で販売すること）などの事例で検索できます。
- ◎登録業種別の一覧でも検索できます。

#### 条件をリクエスト

- ◎具体的な条件など、好みの条件を送信いただくことで、適した安すまパートナーの選定、物件情報の紹介や提案等を行います。※条件により難しい場合もございます。

#### 事務局に相談

- ◎どのようにパートナーを探したらいいのかわからない、頼む際に気を付ける点などのお悩みがあれば、お気軽にご相談ください。

#### 具体的なお困りごとで検索

- ◎「雨漏りしている」「外壁のひび割れが気になる」などの具体的なお困りごとに対応するパートナーが検索できます。

(2) 「安すまパートナー」の周知活動

- 市民の皆さまに「安すまパートナー」を知っていただくため、京都市域で回覧されるチラシやSNSなどを通じて「安すまパートナー」の周知活動を行っています。

**安すまパートナー 登録事業者 一覧 (五十音順)**

京都市 京都市すまの事業者選定支援制度のご案内  
すまい探しやリフォームをお考えの方  
京都市では安心できるすまの事業者を登録しています!

「京都市に住む」  
「安すまパートナー」を探しましょう

「京都市に住む」を応援!  
安すまパートナーってなに?  
安心ポイント

★ ホームページから安すまパートナー情報を検索・絞り込みができます!  
「安すま探しやリフォーム」を応援!  
安すまパートナー選定支援システム  
安すまパートナー  
<https://sansei.miyakoenshinsumai.com/>

事業者選びに迷ったら... 事務局に相談しよう!  
TEL. 075-744-1670

(3) 「既存住宅」等のすまいに関する不安への対応

- すまい探しやリフォーム等に関する個別相談会を実施しています。その相談相手として「安すまパートナー」の皆さまに御対応いただいています。

安心して相談できる市登録の事業者さん 京都市主催の個別相談会です!  
「京都市に住む」を応援!  
安すまパートナー による **すまい探しやリフォーム 相談会** 参加無料

すまい探し  
・中古住宅って大丈夫なの?  
・希望エリアの相場は?  
・予備ってどう決めるの?  
・今の自宅、どうしよう?

リフォーム  
・貸金庫、耐震計画って?  
・屋根の葺き替えってできる?  
・間取りは変えられる?  
・建替えの方角いいの?

子育て世帯に対する住宅購入の支援金があるし、中古住宅を探したい!リフォーム内容を考えて!ローン選びのポイントは何?

未就学児がいる世帯が中古住宅を購入し、リフォームする場合に、最大200万円交付します!  
詳細はこちらをクリック



- 事務局である京（みやこ）安心すまいセンターは、「すまのワンストップ窓口」として運営しており、すまいに関する様々な相談が寄せられています。住替えや具体的なリフォーム、補助金等の相談の中で、事業者が知りたいというニーズに対し、御対応いただいています。

この制度は、  
京都市だけで成り立つ制度ではありません。  
皆さまの御協力あつての制度です。  
是非、趣旨に御賛同いただき、登録をお願いいたします。

# 募集概要

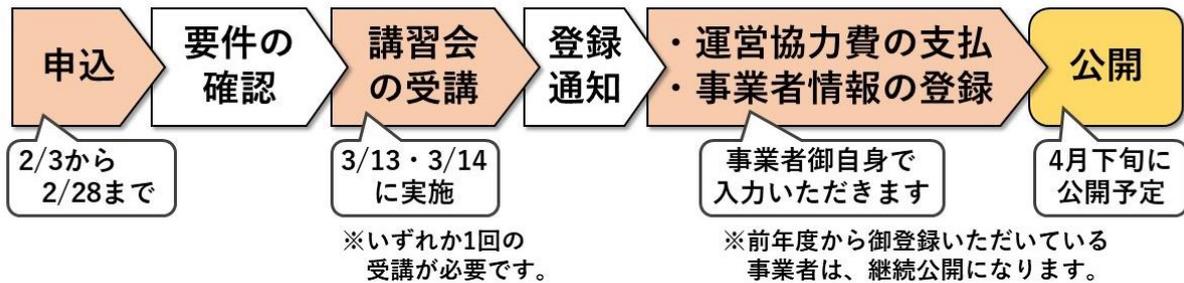
## 1 募集事業者

不動産事業者、建築士事務所、工務店、瓦・板金事業者

## 2 登録要件

- (1) 「公益性」及び「実績等」の要件を満たしていること。※詳細は4ページを参照
- (2) 本市の区域内に事業所を設置していること。
- (3) 市長の指定する講習会を受講していること。※登録申込時に講習会の日程も併せてお申込みいただきます。

## 3 登録の流れ



## 4 募集期間

令和7年2月3日（月）から同年2月28日（金）まで

- ※ 郵送の場合は必着
- ※ 1年ごとの登録のため、令和6年度登録事業者の方も申込が必要です。

## 5 申込方法

名簿登録申込書及び講習会申込書を、持参、郵送又は募集案内ホームページ内の申込フォームのいずれかの方法により提出してください。

- ※ 申込フォームの場合は、必要事項を御入力いただきますので、書類自体の提出は不要です。

### 【募集案内のホームページ】

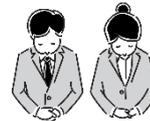
<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000303469.html>



## 6 運営協力費

登録に当たり、以下の運営協力費の支払いが必要です。

- ※ 年度ごとのお支払いになります。
- ※ 登録区分ごとにお支払いが必要です。



御協力いただきますようお願いいたします。

区分	不動産事業者	建築士事務所	工務店	瓦・板金事業者
金額（税込み）	26,400円	19,800円	26,400円	13,200円

## 7 申込先・お問合せ先

宛 先：京（みやこ）安心すまいセンター

住 所：〒600-8127 京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1

（ひと・まち交流館 京都 地下1階）

電 話：075-744-1670（午前9時30分から午後5時まで）

休館日：水曜・祝日・第3火曜日及び年末年始

【「公益性」及び「実績等」の概要】

区分	登録要件（公益性）	登録要件（実績等）
<p><b>不動産事業者</b></p>	<p>次に掲げる<u>いずれか</u>に該当すること</p> <p>ア 京都市地域の空き家相談員に登録されている者（ただし、これまでにブロックのリーダー・サブリーダーを務めた者又は過去5年間に相談実績のある者）が所属していること</p> <p>イ 京町家相談員（登録の区分が宅地建物取引士である者）が所属していること</p> <p>ウ 京町家マッチング制度に基づく登録団体が作成するリストに掲載されている事業者であること</p> <p>エ 新町家パートナー事業者であること</p> <p>オ 安心すまいづくり推進事業における専門相談員としての実績がある者（過去5年間に不動産に関する相談実績がある者）が所属していること</p> <p>※アの相談実績については、京都市地域連携型空き家対策促進事業の活動又は京都市空き家活用・流通支援専門家派遣制度の派遣実績をいいます。</p>	<p>次に掲げる<u>いずれかふたつ</u>に該当すること</p> <p>ア 過去3年間で、自社の所有、借上げ又は仲介物件で、既存住宅状況調査をしたことがあること</p> <p>イ 過去3年間で、自社の所有、借上げ又は仲介物件で、耐震改修をしたことがあること</p> <p>ウ 過去3年間で、自社の所有、借上げ又は仲介物件で、省エネ改修をしたことがあること</p> <p>エ 過去3年間で、自社の所有又は借上げ物件で、リノベーションをしたことがあること</p> <p>オ 過去3年間で、自社の所有、借上げ又は仲介物件（住宅）で接道の認定・許可制度（建築基準法第43条第2項第1号の認定又は第2号の許可）を受けたことがあること</p> <p>カ 過去3年間で、自社の所有又は借上げ物件（住宅）で連担建築物設計制度（建築基準法第86条第2項の認定）を受けたことがあること</p> <p>キ 過去3年間で、既存住宅売買瑕疵保険を利用したことがあること</p> <p>ク 既存住宅状況調査技術者である建築士又は公認 不動産コンサルティングマスターが所属していること</p>
<p><b>建築士事務所</b></p>	<p>次に掲げる<u>いずれか</u>に該当すること</p> <p>ア 耐震ネットワークの構成団体に推薦された専門家・事業者であること</p> <p>イ 京都市登録の木造住宅耐震診断士又は京町家耐震診断士が所属していること</p> <p>ウ 京都らしい省エネ住宅に取り組む事業者（これまでに京都省エネ住宅めぐり事業に参画した者）であること</p> <p>エ 京町家相談員（登録の区分が建築士である者）が所属していること</p> <p>オ 京町家マッチング制度に基づく登録団体が作成するリストに掲載されている事業者であること</p> <p>カ 新町家パートナー事業者であること</p> <p>キ 安心すまいづくり推進事業における専門相談員としての実績がある者（過去5年間に建築に関する相談実績がある者）が所属していること</p>	<p>次に掲げる<u>いずれか</u>に該当すること</p> <p>ア 過去3年間で、京都市が実施する木造住宅及び京町家の耐震診断士派遣事業での派遣実績があり、かつ、耐震改修設計をしたことがあること</p> <p>イ 過去3年間で、省エネ改修に係る設計（住宅）をしたことがあること</p> <p>ウ 既存住宅状況調査技術者である建築士が所属し、過去3年間で、既存住宅状況調査を行ったことがあること</p> <p>エ ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業 ZEHビルダー/プランナー（既存改修）で登録されていること</p>
<p><b>工務店</b></p>	<p>次に掲げる<u>いずれか</u>に該当すること</p> <p>ア 耐震ネットワークの構成団体に推薦された専門家・事業者であること</p> <p>イ 京都市登録の木造住宅耐震診断士又は京町家耐震診断士が所属していること</p> <p>ウ 京都らしい省エネ住宅に取り組む事業者（これまでに京都省エネ住宅めぐり事業に参画した者）であること</p>	<p>次に掲げる<u>いずれか</u>に該当すること</p> <p>ア 過去3年間で、耐震改修をしたことがあること</p> <p>イ 過去3年間で、省エネ改修をしたことがあること</p> <p>ウ 過去3年間で、リフォーム瑕疵保険を利用したことがあること</p> <p>エ ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス実証事業 ZEHビルダー/プランナー（既存改修）で登録されていること</p>
<p><b>瓦・板金事業者</b></p>	<p>エ 京町家相談員（登録の区分が大工であるもの）が所属していること</p> <p>オ 京町家マッチング制度に基づく登録団体が作成するリストに掲載されている事業者であること</p> <p>カ 新町家パートナー事業者であること</p>	<p>次に掲げる<u>いずれか</u>に該当すること</p> <p>ア 一級かわらぶき技能士が所属していること</p> <p>イ 一級建築板金技能士が所属していること</p>